

R5年度新メニュー追加など充実！

合理的配慮の提供を支援します！

高松市では、障がいがある人に合理的配慮を提供するため、民間事業者などが、手話通訳者等の設置や簡易スロープ等を作成・購入等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

1 制度を利用できる団体

飲食業、物品販売業などの事業者
自治会など地域の団体 など



2 助成の対象となるもの

内容	上限額	補助率
コミュニケーションツールの作成 ・点字メニューやコミュニケーションボード ・チラシ等の音訳など	2.5 万円	3/4
物品の購入 ・筆談ボード ・折り畳み式スロープなど	5 万円	
工事の施工 ・簡易スロープ、手すりなどの工事の施工に係る経費 (新築・増築に係る工事は対象外。トイレ改修は、手すり設置が必要。)	20 万円	
意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者等)の設置 ・行事等における意思疎通支援者等の設置に要する経費	2.5 万円	
研修会等の開催 ・民間事業者や自治会等における合理的な配慮の理解の促進に関する研修会等の開催に要する経費	5 万円	

UP!

NEW

NEW

3 お問合せ先

高松市 健康福祉局 障がい福祉課 生活支援係
電話 087-839-2333 FAX 087-821-0086

改正障害者差別解消法

令和3年6月に公布された「改正障害者差別解消法」が、令和6年4月1日に施行されます。施行後の改正法では、民間事業者に対しても、障がい者に対する**合理的配慮の提供が義務付け**されます。事業者は、事業を行うに当たり、障がい者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。

【現行法（抜粋） 第8条第2項】

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮をするように努めなければならない。**



【改正法（抜粋） 第8条第2項】

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮をしなければならない。**

- ◆ 障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活し、社会活動に参加できるまちづくりを推進します。